

NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

発行
(株)常陽経営コンサルタンツ

〒973-8408

福島県いわき市内郷高坂町砂子田94 番地

TEL0246-27-9110 FAX0246-27-9118

民泊ビジネス、旅館業法の運用緩和へ 京王電鉄も参入、東京五輪視野に

2016 年も安倍政権の規制緩和政策は一層進むことは確実だ。中でも昨年の流行語にランクインした空き部屋の有料利用の民泊はニュービジネス台頭が明確になってきた。民泊ビジネスは今年から旅館業法の運用緩和で始まる。

政府は「観光立国」を掲げているが、昨年はいンバウンド（訪日外国人）の 2 千万人達成にはわずかに及ばなかった。悩みの種は宿泊施設の整備強化が課題になっていて、5 年先の東京五輪ではすでに 1 万室不足が確実視されている。

昨年後半から政府の国家戦略特区の特例を利用した大阪府の「民泊条例可決」を皮切りに、第 2 号として東京都大田区の条例可決、続いて政

府の特区ではないが福岡市も名乗りを上げた。

昨年末には私鉄の京王電鉄が、民泊の予約仲介サイトに出資し、民泊ビジネスに参入すると異業種参入を発表した。同社は、民泊の予約仲介サイト運営会社に 10% 出資する間接参入だが、今は本格的にノウハウを吸収する段階。

このように民泊ビジネスブームの予感に、民泊関係者はさっそく、民泊許可取得（営業届け出義務化、など）の準備や、その前段階の関係法令の習熟、開業セミナー出席など活動を始めている。建築基準法も関係するだけに法律事務所なども各種相談業務を受け付ける。既存のホテル、旅館も好機ととらえプロの誇りをもって安全と品質を死守したい。

一律支給の就職支度金の税務上の取扱い 「雑所得」として源泉徴収が必要

人手不足に悩む企業が多いなか、採用内定者に就職支度金を支給して人材を確保する企業も少なくないと思われる。

例えば、転職に際し、転職先から支給される就職支度金は、本来、その転職に伴って転居するための引越代などの費用を弁償する性格のものである。したがって、そのような性格を有する支度金であれば、その就職者に利益があったとは考えられず、所得税法上も非課税とされる。

しかし、実際には、そのような実費弁償としての考え方ではなく、実際の金額を考慮せずに概算払いや一律いくらといった契約金的な性格のものとして支払われることが多いと思われる。このような性格の支度金は、一時に受け取るものでは

あるが、労務の対価としての性格もあるため、一時所得にはならず、また、雇用契約を前提として支給されるものなので、所得税基本通達 35-1 により給与所得ではなく雑所得として取り扱われる。

このような性格の支度金を支払う場合には、「契約金に係る源泉徴収税額」として、1 回に支払われる金額が 100 万円までは支払額の 10.21%、100 万円を超える場合はその超える部分の金額については 20.42% を支払者が支払いの都度、源泉徴収する必要がある。

つまり、就職支度金の税務上の取扱いは、雇用前に支給されているので給与所得ではなく、一時所得でもなく、雑所得になるわけだ。